

## 焼津市地域公共交通会議設置要綱

### (目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、並びに地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うため、焼津市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 網形成計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 網形成計画の実施に関する事項
- (5) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

### (組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 焼津市副市長
- (2) 一般旅客自動車運送事業者から選出された者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体から選出された者
- (4) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体から選出された者
- (6) 静岡県知事が指名する者
- (7) 焼津警察署長が指名する者
- (8) 焼津市自治会連合会から選出された者
- (9) さわかクラブやいつ連合会から選出された者
- (10) 焼津市民生委員児童委員協議会から選出された者
- (11) 社会福祉法人焼津市社会福祉協議会から選出された者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認めた者

### (委員の任期)

第4条 交通会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

### (役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(3) 監事 1人

- 2 会長は、焼津市副市長をもって充て、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長及び監事は、委員の互選とする。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 5 監事は、交通会議の会計を監査し、その結果を交通会議に報告する。

(会議)

第6条 会長は、交通会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、議事が軽微な事案であるとき又は緊急を要する場合においては、会長は、書面により委員の表決を求めることができる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。ただし、必要があると認めるときは、交通会議の決定によりこれを公開しないことができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議で協議が調った事項について、交通会議の委員及び関係者はその結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 交通会議は、第2条各号に掲げる事項について、調査及び検討を行うため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、交通会議の委員のうち会長が指名する者及び会長が必要と認めた者をもって組織する。

(財務に関する事項)

第9条 交通会議が第2条第3号から同条第5号までに掲げる事項について実施する事業に係る収入及び支出に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 前項の事務局は、焼津市建設部道路課に置く。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年2月4日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

- 2 第5条の規定にかかわらず、この要綱施行後に構成される委員の任期は、平成22年3月31日とする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。